
プロジェクト	後発事象に関する会計基準の開発
項目	本日の審議事項

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会における審議事項を示すことを目的としている。

これまでの検討状況

2. 2024 年 6 月に、当委員会は、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管を行うプロジェクトの一環で「継続企業及び後発事象に関する調査研究」を公表した。この調査研究の結果を踏まえ、第 51 回企業会計基準諮問会議（2024 年 7 月 24 日開催）において、当委員会から後発事象に関する会計基準の開発を再開することについて諮ったところ、第 530 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 30 日開催）において企業会計基準諮問会議から当委員会に対して当該会計基準の開発を再開することに同意する旨の報告がなされた。

また、第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）では、この企業会計基準諮問会議からの報告を受け、後発事象に関する会計基準の開発を再開することを決定した。

3. 第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）では、会計基準の開発の方向性について後発事象に関する会計基準の開発に関する議論を 2 つのフェーズに分けたうえで、フェーズ 1 のみを本プロジェクトの範囲として開発を進めることとした。フェーズ 1 における検討事項は、以下のとおりである。

(1) 日本公認会計士協会 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報 560 実 1」という。）における会計に関する定めのうち、その内容をそのまま移管することが難しく、新たな定めに置き換える必要があると考えられる場合には、個別論点として検討する。

(2) 監基報 560 実 1 の定めの内容をそのまま移管する場合であっても、会計基準の構成（会計基準に含めるか、適用指針又は実務対応報告に含めるか等）、制度ごとの定め
の取扱い及び表現等は、ASBJ でこれまで公表してきた会計基準等との整合性等を考慮し、現行の実務を変更しない範囲で見直した上で移管することを検討する。

4. 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）では、前項(1)に関して、後発事象の基準日に関する検討を行った。また、第 545 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月

17日開催)では、前項(2)に関して、監基報560実1の移管方法の検討及び監基報560実1の移管の対応案について検討を行った。

本日の審議事項

5. 本日は、本資料第3項(1)に関して、監基報560実1における特例的な取扱いの引継ぎ方の検討を行う(審議事項(2)-2)。また、後発事象に関する会計基準(案)等の文案(審議事項(2)-3、審議事項(2)-4及び審議事項(2)-5)について検討を行う。
6. なお、第544回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(2)-6に記載している。

以 上